

ACSV MONTHLY LETTER

● 平成 13 年 9 月末以前に取得した上場株式等のみなし取得費

上場株式等を売却した場合、譲渡所得は（売却代金 - 取得費）で計算されます。個人の株式譲渡所得の計算上、この取得費について、平成 13 年 9 月 30 日以前から所有している上場株式等を売却した場合は、実際の取得費と平成 13 年 10 月 1 日の終値の 80% を比較し、有利な方を選ぶことができます。

たとえばトヨタ自動車の平成 13 年 10 月 1 日の終値は 3,260 円ですから、譲渡所得計算上の取得費は以下ようになります。

実際の取得費	譲渡所得計算上の取得費	
2,000 円	2,608 円	特例が有利 (3,260 円 × 80%)
3,000 円	3,000 円	実際が有利
不明	2,608 円	特例が有利 (3,260 円 × 80%)

実際の取得費が「不明」の場合は、特例がなければ（売却代金 × 5%）が譲渡所得計算上の取得費となりますので、この特例が有利なのは言うまでもありません。

なお、この特例は平成 22 年 12 月 31 日までの売却についてのみ適用されますので、実際の取得費が低いまたは取得費が不明な上場株式等をお持ちの方は、年内に売却手続きされるなどのご検討をお願いします。

なお、この特例の適用を受ける場合の平成 13 年 10 月 1 日の終値は、国税庁ホームページの「申告・納税手続 株式譲渡益課税制度」から確認することができます。

税務カレンダー

	内容	備考
1 月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	
2 月	所得税の確定申告 贈与税の申告	2 月 16 日～3 月 15 日 "

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【臨時休業のお知らせ】

12 月 24 日（金）27（月）は、臨時休業させていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ 電子メール でお願いしております）